

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第116号（3. 11. 8） 社会福祉事業に関わる職員配置基準等の抜本的引上げを要請する意見 書提出を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>下記事項について、国の関係機関へ意見書を提出すること。 1. 国は社会福祉事業に関わる職員配置基準を抜本的に引上げ、それ に見合う予算措置を講じること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 兵庫県福祉4団体 柳 田 洋</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

2021年11月8日

神戸市 議会議長 坊やすけ様

(陳情団体) 兵庫県福祉4団体

(代表者名) 柳田 洋

(団体住所) 〒

神戸市中央区

電話

社会福祉事業にかかわる職員配置基準等の抜本的引上げの 意見書提出を求める陳情書

<陳情趣旨>

1年半以上にわたる新型コロナウイルス感染症は変異株に置き換わり、10歳代や幼児にまで感染が確認されるようになってきています。この間、介護・障害者福祉事業所や保育事業所は、エッセンシャルワークとして事業継続が国や行政から要請されてきました。それぞれの事業所は感染対策をしっかりと実施してはいますが、残念ながら高齢施設や障害施設、保育所等でも感染症が多発し亡くなられる方も少なくありません。

一方で、これまでも福祉職場では、長時間・過密労働が常態化し労働基準法違反の状況が広がっています。そのため離職者が後を絶たず、募集しても応募がなく、処遇の悪さも相まって長期間にわたる欠員状態が広がっています。その結果、必要としている人たちに十分な福祉が提供できていません。

これでは、利用者である国民の安全・安心を守ることはできず、憲法25条で保障されている「健康で文化的な生活を営む権利」が奪われてしまいます。また、社会福祉事業に従事する労働者も、長時間労働から家庭生活の時間を奪われ、低賃金で将来に見通しがもてず、「健康で文化的な生活」を営む権利が奪われています。訪問介護事業などでは、いわゆる「ワンオペ状態」で、利用者からハラスメントを受けていることが社会問題になるなど、労働者の人権が守られていない現実があります。

憲法13条および25条に基づく国の制度のもとにある自治体行政の社会福祉事業において、このような危機的な状況が広がっていることは大きな問題です。

国が本来の公的責任を果たし、社会福祉事業に関わる職員配置基準を見直して引き上げ、それに見合う予算措置をおこない、一刻も早く、大幅な増員と処遇の改善で労働環境を整えることが必要です。

つきましては、下記の事項について、貴議会として国への意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

記

1. 国は社会福祉事業に関わる職員配置基準を抜本的に引き上げ、それに見合う予算措置を講じること。

教育子ども委員会所管分は
陳情第115号

福祉環境委員会所管分は
陳情第116号